

※各種用紙等は、市役所税務課、各地域局振興課にあります。できるだけ事前に準備をお願いします。

自書申告のお願い

税務署では、納税者の方が確定申告書、決算書、譲渡所得の内容などをご自分で作成していただき、分らない点について職員が会場で助言を行う「自書申告」を推進しています。

この自書申告は、全ての納税者の皆さんが、それぞれの責任において適正な申告と納税を行うという申告制度の趣旨にのっとったものです。つきましては、ご自分で確定申告書等を作成していただきませうよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、税務署の申告会場では、自分でパソコンを使って申告書を作成していただくか、手書きにより申告書を作成していただくこととなります。

税務署・税理士会等特別相談の日程

| 会場 | 開催日 | 時間 | 担当 |
|------------------------|----------------------|---------|------------------------|
| 八鹿文化会館 展示室 | 2月22日(木) | 10時～16時 | 和田山税務署、養父市役所 |
| | 3月1日(木) 3月2日(金) | 10時～16時 | 近畿税理士会和田山支部、(社)和田山納税協会 |
| やぶ生涯学習 センター 他産業室 | 2月23日(金) | 10時～16時 | 和田山税務署、養父市役所 |
| | 2月27日(火) 2月28日(水) | 10時～16時 | 近畿税理士会和田山支部、(社)和田山納税協会 |
| 大屋公民館 研修室 | 3月5日(月) | 10時～16時 | 近畿税理士会和田山支部、(社)和田山納税協会 |
| エイドホール 研修室 | 2月26日(月) 2月27日(火) | 10時～16時 | 近畿税理士会和田山支部、(社)和田山納税協会 |

※いずれの相談時間も、12時～13時は除きます。
※和田山税務署は、土・日・祝日は閉庁しています。

農業所得の申告は 収支計算で!

これまで、収支計算が困難な小規模の米作農家の方々が、申告の目安として適用していた水稲所得標準は、平成18年分より作成されないことになりました。

このため、平成18年分からは、すべて実際の収入金額から実際の必要経費を差し引く「収支計算」により農業所得

を計算し、確定申告をしていただくこととなります。

申告会場へお越しの際は、会場内は大変混雑しますので、収入金額や必要経費の分かる請求書、領収書等から、事前に収支計算を行ったうえでお越しください。

先月、和田山税務署からのお知らせを回覧していただきましたが、自家消費農家については、農業所得の申告は必要ありません。

確定申告書等の作成には国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

- ◎ご自宅のパソコンで所得税・消費税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書が作成できます。
- ◎株式等や不動産を売却した場合の所得の計算にも対応していますので、株式等にかかる譲渡所得等の金額の計算明細書や譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）も作成できます。
- ◎お手持ちのプリンターで印刷（白黒印刷でもOK）して、そのまま郵送等により提出できます。
- ◎確定申告書等作成コーナーは、24時間ご利用できます。



詳しくは、**国税庁ホームページ** (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※確定申告期限間際になると税務署は大変混雑します。申告書は自分で作成して、お早めに郵送等でご提出ください。